

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(前日午後11時以前)
(前日午後11時以前)

目 次

◇ 公 告 行政書士試験の実施

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定に基づき、昭和61年度鳥取県行政書士試験を実施するので、行政書士法施行細則（昭和26年4月鳥取県規則第20号）第2条の規定により次のとおり公告する。

昭和61年 7月29日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験の期日
昭和61年10月26日（日）
- 2 試験の場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の方法等

方法	時 間	内 容
専門試験 択一式	午前 9時20分から 午前11時20分まで	行政書士法（同法施行規則を含む。）、 憲法、民法、行政法、地方自治法、 行政不服審査法、戸籍法、住民基本 台帳法、税法及び法学概論
教養試験	午前11時40分から 午後 0時40分まで	行政書士として必要な一般常識
作文		一般的な課題

4 受験資格

昭和61年10月26日において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者
 - (2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者
 - (3) 知事が(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めた者
- 5 受験手続
- (1) 受験願書用紙の交付
受験願書用紙は、鳥取県総務部地方課（郵便番号680 鳥取市東町一丁目220）で、昭和61年 8月18日（月）から交付する。

なお、郵便で受験願書用紙を請求する場合は、封筒の表に「行政書士試験受験願書用紙請求」と朱書きし、60円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(2) 受験申込先及び受験申込み手続

受験願書用紙に必要な事項を記入し、次のアからウまでに掲げる書類を添えて、鳥取県総務部地方課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「行政書士試験受験申込み」と朱書きすること。

ア 履歴書

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真 (受験申込み前1年以内に撮影した上半身像の名刺判のもの)

6 受験申込みの受付期間

昭和61年9月1日(月)から同月19日(金)までとする。

なお、郵送の場合は、昭和61年9月19日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

7 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 4,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書用紙の上部にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

8 受験票の交付

受験申込者に対しては、受験資格等を審査の上、受験票を交付する。

9 合格者の発表

昭和62年1月下旬の鳥取県公報に登載し、かつ、鳥取県庁本庁舎1階

の掲示板に掲示するとともに、合格者にはその旨を通知する。

10 合格証の交付

合格者に対しては、行政書士試験合格証を交付する。

11 その他

受験手続その他この試験についての問い合わせは、鳥取県総務部地方課(電話0857-28-7056)にすること。

なお、郵便により問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は60円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。